令和８年（フ）第１４２号
島根県松江市比津が丘二丁目７番２－405号市営比津が丘アパート２号棟
債務者　秦　美月祈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２２号
愛媛県伊予郡松前町大字上高柳578番地14
債務者　門田　麿美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８号
愛媛県宇和島市藤江1373番地、前住所愛媛県宇和島市朝日町２丁目６番３号
債務者　福永　善重
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第６０９号
熊本市中央区神水１丁目33番25号　Ｅ－フォレスト神水801
債務者　松本　綺星（旧姓太田）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2343番地２冨永ビル　302号、前住所熊本県上天草市大矢野町上6549番地５
債務者　竹谷　京輔
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８２号
大分市大字関園608番地
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９６号
大分市新貝７番29号　有料老人ホーム　悠久の里二番館
債務者　井上靖子（旧姓菅）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３７号
鹿児島県志布志市有明町野井倉6254番地　肆部合団地Ｃ棟101号
債務者　阿井　信郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
鹿児島県垂水市錦江町１番地139　県住２－036
債務者　平良　克幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
沖縄県豊見城市字豊見城1007番地20　カノンハイツⅡ102号
債務者　佐藤　良幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目70番地29　ＪＫ石嶺ハイツ303
債務者　饒平名ひろみ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目70番地29　ＪＫ石嶺ハイツ303
債務者　饒平名芳二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市曙２丁目８番33号　嘉数アパート403
債務者　田港　朝晴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９１号
沖縄県那覇市松川３丁目12番34号　屋良アパート203
債務者　田中　朝美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１９号
沖縄県那覇市寄宮３丁目２番９号　プラウド329　２－Ｂ
債務者　山下　真悟
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１８号
岩手県花巻市高木第20地割50番地30
債務者　三上　乃采
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１２２１号
東京都府中市若松町１丁目22番地の２メゾンドヒュッゲ201
債務者　森井　帆海
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部